

協定項目6 資料

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

1 協定項目の要旨・留意点

議会議員の定数、任期等について検討する。

新設合併の場合は、合併関係市町村の廃止と同時に議会議員も失職するが、一定期間に限り特例措置が認められており、その適用についても検討が必要となる。

特例措置には、定数特例と在任特例がある。

2 提案の理由

関係法令に基づき、合併の効果、地域間の均衡等に配慮した内容で提案する。

3 協定(協議)先進事例

<p>(地方自治法第91条による原則適用)</p> <p>岐阜県飛騨4町村合併協議会(平成16年2月1日目標 新設合併)</p> <p>新市の議会議員の定数は、26名とする。</p> <p>旧市町村の区域に1選挙区を設け、各選挙区の定数は、次のとおりとする。</p> <p>旧古川町区域：11名 旧河合村区域：3名 旧宮川村区域：3名 旧神岡町区域：9名</p> <p>なお、将来における議員定数及び旧市町村の区域に選挙区を設けることについては新市において協議するものとする。</p>
<p>京都府峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 (平成16年3月1日目標 新設合併)</p> <p>(1) 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の規定は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を30人とし新市の設置の日から50日以内に選挙を行う。</p> <p>(2) 選挙区については、全市域で1選挙区とする。</p>
<p>(市町村の合併の特例に関する法律第6条による定数特例適用)</p> <p>岐阜県郡上郡町村合併協議会(平成16年3月1日目標 新設合併)</p> <p>(1) 新市の議会の議員の定数は26人とする。ただし、市町村の合併に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り新市の議会の議員の定数は30人とする。</p> <p>(2) 合併後最初に行われる選挙に係る選挙区については、旧市町村の区域をもって選挙区とし、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。</p> <p>八幡町の区域8人、大和町の区域4人、白鳥町の区域6人、高鷲村の区域3人 美並村の区域3人、明宝村の区域3人、和良村の区域3人</p> <p>(3) 将来における議会の議員の定数及び選挙区を設けることについては、新市において調整するものとする。</p>
<p>愛媛県東宇和・三瓶町合併協議会(平成16年4月1日目標 新設合併)</p> <p>1 新市の議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項を適用し31人とする。</p> <p>2 新市においては、合併前の全ての関係町の区域ごとに公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。</p> <p>明浜町の区域 4人 宇和町の区域 10人 野村町の区域 7人 城川町の区域 4人 三瓶町の区域 6人</p> <p>3 報酬の額は、宇和町の報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。</p>

(市町村の合併の特例に関する法律第7条による在任特例適用)
東京都西東京市（平成13年1月21日 新設合併）
2市の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後2年間引き続き新市の議会の議員として在任する。
香川県さぬき市（平成14年4月1日 新設合併）
議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1月間、引き続き新町の議会の議員として在任する。

4 参考法令等（条文等抜粋）

地方自治法（昭和22年4月17日 法律第67号）

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

1.～6. （略）

7. 人口10万以上20万未満の市 34人

8.～11. （略）

3～6（略）

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が1のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法（昭和25年4月15日 法律第100号）

（選挙の単位）

第12条

1～3（略）

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合に合っては、各選挙区において、選挙区がない場合にあってはその市町村の区域において、選挙する。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条

1～5 (略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙区につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもって選挙区とする。

7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮してさだめることができる。

9 前各号に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条

1～2 (略)

3 市町村の設置に因る議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4 (略)

5 第1項から第3項までの選挙の期日は、次の各号の区分により、告示しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4)指定都市以外の市の議会の議員及び長の選挙にあつては、少なくとも7日前に

(5) (略)

公職選挙法施行令(昭和25年4月20日 政令第89号)

(人口に比例しない議員の定数)

第9条 市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないので定めることができる。

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年3月29日 法律第6号)

(議会の議員の定数に関する特例)

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の二倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2～7 (略)

8 第1項、第2項又は第5項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

- 一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間
- 二 (略)

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない

3 (略)

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

(議会の議員の退職年金に関する特例)

第7条の2 市町村の合併の日の前日において合併関係市町村(当該市町村の合併が、市町村の区域の全部又は一部の編入を伴うものであった場合においては、当該市町村合併により編入された区域が当該市町村の合併前に属していた合併関係市町村に限る。)の議会の議員であった者(同日において当該合併関係市町村の区域に住所を有していた者に限る。)のうち、当該市町村の合併がなかったものとした場合における当該合併関係市町村の議会の議員の任期が満了すべき日(以下この項において「任期が満了すべき日」という。)前に退職しかつ、その在任期間が12年未満である者で、当該在職期間と当該退職した日の翌日から任期が満了すべき日までの期間とを合算した期間が12年以上であるものは、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第161条第1項の規定の適用については、在職期間が12年以上であるものとみなす。

2 前項の規定の適用を受ける者に対する地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成14年法律第37号)附則第4条第1項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法第161条第2項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、同項中「150分の45」とあるのは、同表の下欄に掲げる割合に読み替えるものとする。

在職期間が8年以上9年未満の者	150分の30
在職期間が9年以上10年未満の者	150分の33
在職期間が10年以上11年未満の者	150分の37
在職期間が11年以上12年未満の者	150分の41

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	専門部会名	議会・監査専門部会																																																																																																														
調整方針	<p>新市の議会の議員の定数は、34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間(4年間)に限り、新市の議会の議員の定数は44人とする。</p> <p>また、選挙区については、関係市町村ごとに設置し、各選挙区の議員の定数は次のとおりとする。</p> <p>川内市の区域 25人 樋脇町の区域 4人 入来町の区域 3人 東郷町の区域 3人 祁答院町の区域 3人 里村の区域 1人 上甌村の区域 2人 下甌村の区域 2人 鹿島村の区域 1人</p> <p>なお、特例適用後の一般選挙からは、選挙区は設置しない。</p>																																																																																																																
項目																																																																																																																	
議員定数及び任期	<p>1 基本的事項</p> <p>(1) 議員定数 議員の定数は、地方自治法第91条の規定に基づき、人口を基準に定めることとされている。ここでいう人口とは、官報で公示された最近の国勢調査人口又はこれに準ずる全国的な人口調査結果に基づく人口のことであり、いわゆる「住民基本台帳人口」とは異なる。(人口の定義：地方自治法第254条) なお、平成11年の地方分権一括法による改正で、平成15年1月1日からは左下表の人数を上限として、条例により議員定数を定めることとなった。</p> <table border="1" data-bbox="315 735 752 1158"> <thead> <tr> <th>人口段階</th> <th>法定上限数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2千未満の町村</td><td>12</td></tr> <tr><td>2千以上5千未満の町村</td><td>14</td></tr> <tr><td>5千以上1万未満の町村</td><td>18</td></tr> <tr><td>1万以上2万未満の町村</td><td>22</td></tr> <tr><td>5万未満の市及び2万以上の町村</td><td>26</td></tr> <tr><td>5万以上10万未満の市</td><td>30</td></tr> <tr><td>10万以上20万未満の市</td><td>34</td></tr> <tr><td>20万以上30万未満の市</td><td>38</td></tr> <tr><td>30万以上50万未満の市</td><td>46</td></tr> <tr><td>50万以上90万未満の市</td><td>56</td></tr> <tr><td>90万以上の市</td><td>50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(96人が上限)</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="869 735 1787 847"> <caption>平成12年国勢調査人口 (単位：人)</caption> <thead> <tr> <th>川内市</th> <th>樋脇町</th> <th>入来町</th> <th>東郷町</th> <th>祁答院町</th> <th>里村</th> <th>上甌村</th> <th>下甌村</th> <th>鹿島村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>73,236</td> <td>7,951</td> <td>6,454</td> <td>5,978</td> <td>4,625</td> <td>1,517</td> <td>2,008</td> <td>2,803</td> <td>892</td> <td>105,464</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="869 887 1883 1123"> <caption>各市町村の議会議員の定数及び任期の状況(平成15年10月1日現在) (単位：人)</caption> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>川内市</th> <th>樋脇町</th> <th>入来町</th> <th>東郷町</th> <th>祁答院町</th> <th>里村</th> <th>上甌村</th> <th>下甌村</th> <th>鹿島村</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法定定数</td> <td>30</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>12</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>条例定数</td> <td>28</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>現員数</td> <td>27</td> <td>16</td> <td>16</td> <td>14</td> <td>14</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>129</td> </tr> <tr> <td>任期満了日</td> <td>H17.6.9</td> <td>H19.4.29</td> <td>H16.5.24</td> <td>H19.4.29</td> <td>H19.4.29</td> <td>H19.4.29</td> <td>H19.4.29</td> <td>H18.12.9</td> <td>H17.5.9</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合併時の残任期間</td> <td>8月</td> <td>2年6月</td> <td>3年7月</td> <td>2年6月</td> <td>2年6月</td> <td>2年6月</td> <td>2年6月</td> <td>2年2月</td> <td>7月</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 地方自治法による原則と合併特例法による特例</p> <p>原則 議員の身分については、新設合併の場合、旧市町村の法人格は滅失することになり、新たに法人格をもった新市が地方自治法第91条の規定により、合併市町村の人口に基づいて新定数を算定し、条例を制定する必要があり、旧市町村の議員は全て失職することとなる。この場合、地方自治法第7条第6項の市町村の設置の告示による市町村の設置の日から50日以内に、同法91条第2項による合併市町村の人口に基づき算出された定数に基づき、新市の議会議員の選挙を行うこととなる。(公職選挙法第33条第3項、117条)</p> <p>原則に対する合併特例法で規定する特例は次頁に記載</p>			人口段階	法定上限数	2千未満の町村	12	2千以上5千未満の町村	14	5千以上1万未満の町村	18	1万以上2万未満の町村	22	5万未満の市及び2万以上の町村	26	5万以上10万未満の市	30	10万以上20万未満の市	34	20万以上30万未満の市	38	30万以上50万未満の市	46	50万以上90万未満の市	56	90万以上の市	50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(96人が上限)	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計	73,236	7,951	6,454	5,978	4,625	1,517	2,008	2,803	892	105,464	市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計	法定定数	30	18	18	18	14	12	14	14	12	150	条例定数	28	16	16	14	14	10	10	12	10	130	現員数	27	16	16	14	14	10	10	12	10	129	任期満了日	H17.6.9	H19.4.29	H16.5.24	H19.4.29	H19.4.29	H19.4.29	H19.4.29	H18.12.9	H17.5.9	-	合併時の残任期間	8月	2年6月	3年7月	2年6月	2年6月	2年6月	2年6月	2年2月	7月	-
人口段階	法定上限数																																																																																																																
2千未満の町村	12																																																																																																																
2千以上5千未満の町村	14																																																																																																																
5千以上1万未満の町村	18																																																																																																																
1万以上2万未満の町村	22																																																																																																																
5万未満の市及び2万以上の町村	26																																																																																																																
5万以上10万未満の市	30																																																																																																																
10万以上20万未満の市	34																																																																																																																
20万以上30万未満の市	38																																																																																																																
30万以上50万未満の市	46																																																																																																																
50万以上90万未満の市	56																																																																																																																
90万以上の市	50万を超える数が40万を増すごとに8人を56人に加えた数(96人が上限)																																																																																																																
川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計																																																																																																								
73,236	7,951	6,454	5,978	4,625	1,517	2,008	2,803	892	105,464																																																																																																								
市町村名	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村	計																																																																																																							
法定定数	30	18	18	18	14	12	14	14	12	150																																																																																																							
条例定数	28	16	16	14	14	10	10	12	10	130																																																																																																							
現員数	27	16	16	14	14	10	10	12	10	129																																																																																																							
任期満了日	H17.6.9	H19.4.29	H16.5.24	H19.4.29	H19.4.29	H19.4.29	H19.4.29	H18.12.9	H17.5.9	-																																																																																																							
合併時の残任期間	8月	2年6月	3年7月	2年6月	2年6月	2年6月	2年6月	2年2月	7月	-																																																																																																							

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	専門部会名	議会・監査専門部会																						
調整方針																									
項目	調整項目の内容																								
議員定数及び任期	<p>定数特例(特例法第6条第1項) 市町村の合併後最初に行われる選挙(設置選挙)により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、地方自治法第91条第1項に規定する定数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。 なお、この場合でも、公職選挙法第15条第6項の規定により、合併後の市町村の区域内に複数の選挙区を置くことは可能である。この場合、選挙区ごとの定数配分は原則として人口に比例して定めることができる。</p> <p>在任特例(特例法第7条第1項) 合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、市町村の合併後2年を越えない範囲で、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。</p> <p>新設合併の場合は、定数特例または在任特例のいずれかを適用することができるが、これらの特例は、合併市町村の議員の定数が合併関係市町村の議員の定数の総和に比べて大幅に減少する場合が多いことから、激変緩和のために設けられているものである。 特例の適用の有無やその内容については、合併関係市町村が協議を行う必要があり、この協議には合併関係市町村の議会の議決を経るものとされその協議が成立したときは、合併関係市町村は直ちにその内容を告示しなければならない。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">地方自治法原則</th> <th colspan="2">定数特例</th> <th colspan="2">在任特例</th> </tr> <tr> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> <th>メリット</th> <th>デメリット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員数が34名以内になることから、議会運営のスリム化、効率化が図られるとともに、議員報酬などの経費面においても合併の効果が期待できる。</td> <td>議員数の激変により、住民の声が届きにくくなり、議員・議会が住民意識から乖離する恐れがある。 また、議員は設置選挙で選出されることとなり議員の交代によって、新市への円滑な移行の障害になることも考えられる。</td> <td>議員数の激減緩和により旧市町村の地域の声が新市の施策に反映されることが期待される。 比較的人口の少ない地域でも議員を選出できる可能性がある。</td> <td>議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。 議会の意思決定スピードが低下する。</td> <td>旧市町村の議員全員が新市の施行に関わることにより、旧市町村の地域の声が反映されることになり、新市への移行が円滑になされる。(新市議会での発言権が強化される。)</td> <td>議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。 議会の意思決定スピードが低下する。</td> </tr> </tbody> </table>		地方自治法原則		定数特例		在任特例		メリット	デメリット	メリット	デメリット	メリット	デメリット	議員数が34名以内になることから、議会運営のスリム化、効率化が図られるとともに、議員報酬などの経費面においても合併の効果が期待できる。	議員数の激変により、住民の声が届きにくくなり、議員・議会が住民意識から乖離する恐れがある。 また、議員は設置選挙で選出されることとなり議員の交代によって、新市への円滑な移行の障害になることも考えられる。	議員数の激減緩和により旧市町村の地域の声が新市の施策に反映されることが期待される。 比較的人口の少ない地域でも議員を選出できる可能性がある。	議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。 議会の意思決定スピードが低下する。	旧市町村の議員全員が新市の施行に関わることにより、旧市町村の地域の声が反映されることになり、新市への移行が円滑になされる。(新市議会での発言権が強化される。)	議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。 議会の意思決定スピードが低下する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">その他考えられる事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・特別職は失職するが、議会議員のみ特例を適用すると住民の理解が得られない。 ・小数になることで、議員一人ひとりの活動による影響力が強くなる。 ・選りすぐりの議会となる可能性がある。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・原則適用すれば、議員不在の町村が出る可能性がある。(市町村長が失職するからこそ逆に議員は必要である。) ・地域の代表的要素が強くなり、細かなところまで目が届く。 ・多様な意見交換により、住民意識に近づく。 </td> </tr> </tbody> </table>		その他考えられる事項		<ul style="list-style-type: none"> ・特別職は失職するが、議会議員のみ特例を適用すると住民の理解が得られない。 ・小数になることで、議員一人ひとりの活動による影響力が強くなる。 ・選りすぐりの議会となる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則適用すれば、議員不在の町村が出る可能性がある。(市町村長が失職するからこそ逆に議員は必要である。) ・地域の代表的要素が強くなり、細かなところまで目が届く。 ・多様な意見交換により、住民意識に近づく。
地方自治法原則		定数特例		在任特例																					
メリット	デメリット	メリット	デメリット	メリット	デメリット																				
議員数が34名以内になることから、議会運営のスリム化、効率化が図られるとともに、議員報酬などの経費面においても合併の効果が期待できる。	議員数の激変により、住民の声が届きにくくなり、議員・議会が住民意識から乖離する恐れがある。 また、議員は設置選挙で選出されることとなり議員の交代によって、新市への円滑な移行の障害になることも考えられる。	議員数の激減緩和により旧市町村の地域の声が新市の施策に反映されることが期待される。 比較的人口の少ない地域でも議員を選出できる可能性がある。	議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。 議会の意思決定スピードが低下する。	旧市町村の議員全員が新市の施行に関わることにより、旧市町村の地域の声が反映されることになり、新市への移行が円滑になされる。(新市議会での発言権が強化される。)	議員数の増加により、既存の議場では対応ができな い。 また、議員報酬等多大な経費の支出が生じる。 議会の意思決定スピードが低下する。																				
その他考えられる事項																									
<ul style="list-style-type: none"> ・特別職は失職するが、議会議員のみ特例を適用すると住民の理解が得られない。 ・小数になることで、議員一人ひとりの活動による影響力が強くなる。 ・選りすぐりの議会となる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則適用すれば、議員不在の町村が出る可能性がある。(市町村長が失職するからこそ逆に議員は必要である。) ・地域の代表的要素が強くなり、細かなところまで目が届く。 ・多様な意見交換により、住民意識に近づく。 																								

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	専門部会名	議会・監査専門部会																		
調整方針																					
項目	調整項目の内容																				
議員定数及び任期	<p>(3)選挙区の設定 公職選挙法第12条第4項、第15条第6項の規定により、政令指定都市以外の市町村の議会の議員については、原則として選挙区を設けず、その区域の全部を1選挙区として選挙を行うことになるが、特に必要があるときは、条例で選挙区を設けることができる。 その場合は、同法第15条第7項に基づき、行政区画、衆議院議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して、合理的に行うこととなる。 「特に必要がある」ときとは、例えば、市町村合併によって地域が広大になっていることなどが考えられるが、各市町村の実情に応じて判断するものとしている。(昭和22年11月29日行政実例)</p> <p>参考 1 市町村内に選挙区を設けている市町村(政令指定都市を除く)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>議員数</th> <th>選挙区数</th> <th>選挙区設置の主な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>和歌山県高野町</td> <td>15名</td> <td>2</td> <td>S33.5の合併により申し合わせた</td> </tr> <tr> <td>長崎県崎戸町</td> <td>12名</td> <td>3</td> <td>島しょ部があるため(4有人島、7無人島)</td> </tr> </tbody> </table> <p>複数選挙区から単一選挙区へ変更した市町村</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村名</th> <th>変更前</th> <th>変更理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県中島町</td> <td>・6つの有人島と22の無人島からなる町 ・4選挙区を設置</td> <td>議員自ら住民より意見を聞き、また、町としてアンケートを行って、住民の意見を聞くなどした結果、2001年3月に「2003年4月の統一選からは1選挙区とする」条例を制定した。</td> </tr> </tbody> </table> <p>新設合併の場合、選挙区の設定は、地方自治法施行令第1条の2の規定による職務執行者の専決処分により行うこととなる。 (昭和27年4月1日行政実例) 選挙区別定数は、人口に比例して条例で定めなければならないが(公選法第15条第8項)、特別の事情があるときは、概ね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。(公選法第15条第8項ただし書き) また、市町村の廃置分合又は境界変更があったときは、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区については、人口に比例しないで定めることができる。(公選令第9条)ただし、この特例を適用する場合は、適用期間が次のとおり限られているものと解されるので注意が必要である。(昭和29年2月17日、昭和29年3月30日、昭和30年2月16日行政実例)</p> <p>ア)議員の定数や任期の特例を選択しない場合 ・設置選挙から次の一般選挙の前まで(当該一般選挙には適用できない。以下同じ。)</p> <p>イ)定数特例を選択した場合 ・設置選挙から次の一般選挙の前まで</p> <p>ウ)在任特例を選択した場合 ・合併後最初の一般選挙の前まで</p>			市町村名	議員数	選挙区数	選挙区設置の主な理由	和歌山県高野町	15名	2	S33.5の合併により申し合わせた	長崎県崎戸町	12名	3	島しょ部があるため(4有人島、7無人島)	市町村名	変更前	変更理由	愛媛県中島町	・6つの有人島と22の無人島からなる町 ・4選挙区を設置	議員自ら住民より意見を聞き、また、町としてアンケートを行って、住民の意見を聞くなどした結果、2001年3月に「2003年4月の統一選からは1選挙区とする」条例を制定した。
市町村名	議員数	選挙区数	選挙区設置の主な理由																		
和歌山県高野町	15名	2	S33.5の合併により申し合わせた																		
長崎県崎戸町	12名	3	島しょ部があるため(4有人島、7無人島)																		
市町村名	変更前	変更理由																			
愛媛県中島町	・6つの有人島と22の無人島からなる町 ・4選挙区を設置	議員自ら住民より意見を聞き、また、町としてアンケートを行って、住民の意見を聞くなどした結果、2001年3月に「2003年4月の統一選からは1選挙区とする」条例を制定した。																			

川薩地区法定合併協議会事務事業一元化調整総括表

協定項目	6 議会議員の定数及び任期の取扱い	専門部会名	議会・監査専門部会							
調整方針	・委員会の種別及び委員数は、新市の議会全員協議会において調整する。									
項目	調整項目の内容									
委員会種別 及び委員数	常任委員会の状況									
	区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
	常任委員会数	4	3	3	2	2	2	2	2	2
	構成及び委員数	総務文教 7	総務 6	総務 6	総務 7	総務 7	総務 5	総務 5	総務 6	総務 5
		企画経済 7	文教厚生 5	文教厚生 5	経済建設 7	経済 7	経済 5	経済 5	経済建設 6	産業建設 5
		保健福祉 7	経済建設 5	経済建設 5						
		建設水道 7								
	常任委員会の任期	2年	2年	2年	2年	2年	4年	2年	2年	4年
	議会運営委員会の状況									
	区分	川内市	樋脇町	入来町	東郷町	祁答院町	里村	上甌村	下甌村	鹿島村
委員の選任方法	2人以上の会派からドント方式にて選任（議長のほか副議長、無会派議員はオブザーバー）	副議長と各常任委員会から委員長、副委員長が選任（議長はオブザーバー）	議長はオブザーバー	議長はオブザーバー	議長はオブザーバー	副議長と各常任委員会から委員長、副委員長が選任	議長はオブザーバー	議長はオブザーバー	議長はオブザーバー	
委員数	8	7	4	5	5	5	5	5	4	
任期	2年	2年	2年	2年	2年	4年	2年	2年	4年	